

## 仕様書

### 1 業務名

戦略的広域観光振興事業委託

### 2 履行場所

飯塚市 外 地内

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

### 4 業務の目的

本業務は、飯塚市と嘉麻市、桂川町が1対1で締結した定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、圏域としてめざすべき将来像の実現に向けた具体的取組として、2市1町（「飯塚市」、「嘉麻市」、「桂川町」）と受託事業者が連携し、筑豊地域における新たな広域観光ルートの構築、国内外の観光者・観光事業者等へのPR活動を行うことにより、インバウンドの推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、宿泊を伴うような高い経済効果が見込め、ターゲットを明確にした事業を展開することで、地域経済および地域の活性化をめざすことを目的とする。

### 5 委託業務の内容

広域連携を行う2市1町圏域内の観光資源を洗い出し、新規観光ルートとしてつなぎ合わせることで各観光資源の持つ魅力の相乗的向上を成し、国内外の観光事業者及び観光者に対し既存の観光ルートとは異なる新規観光ルートの作成・提案を行う。なお、本事業において作成した新規観光ルートについてはパンフレットの作成、国内外の観光事業者への誘客PR等を実施し、圏域内における観光ルートの持続可能な基盤構築を行う。

事業の実施に際しては、2市1町と連携して、以下の内容について取り組むこととする。

#### (1) 新規観光ルートの開発

新規観光ルート開発を行うに際し、以下に記す基準及び要項を順守すること。

- ・本事業に携わる2市1町の圏域内に所在する観光資源を利用し既存の観光商品にない新規観光ルートを構築すること。
- ・新規観光ルートを開発するにあたり、旅行会社等と連携がとれるような体制を整え、圏域内における観光資源の洗い出しを随時行うこと。
- ・観光ルートを構成する圏域内事業者と密に関係を築き、地域一体となった事業の展開を行うこと。
- ・観光ルートの策定に当たっては2市1町の職員と密に連携し、進捗報告、選定における協議等を適宜行うこと。（月1回程度）

- ・観光ルートの策定に当たっては各自治体の観光資源割合を(飯塚市)56%(嘉麻市)28%(桂川町)16%の割合により作成すること。

#### (2) モニターツアー・アンケート調査の実施

- ・新規観光ルートの試作後、一般観光客を対象としたモニターツアーを実施すること。
- ・モニターツアーの実施の際に参加者へのアンケート調査の実施、集計、分析を行い、報告書を作成すること。
- ・協議の際に前述のモニターツアー及びアンケート調査に関わらず、別途調査の必要性が指摘された場合には、これを行い、集計、分析、報告書の作成を行うこと。

#### (3) 広報ツール(チラシ・ポスター)の作成及び広報の実施。

- ・新規観光ルートPR及び既存商品PR用のチラシ及び新商品PR用のポスターの作成を行う。なお、パンフレットの作成については国外インバウンド向け多言語パンフレットの作成を行うこと。
- ・チラシ、ポスターを含め様々なツールによる広報を検討し、協議を行った上で実施すること。
- ・広報ツールの作成後、誘客につながるために最適な営業活動を行い、実績の報告を行うこと。

#### (4) おもてなし研修の実施

- ・新規観光ルートの作成に際し、関連する観光施設・事業者・案内人等に向けたおもてなし研修会を実施すること。
- ・おもてなし研修会の実施については、講師の選定、日時、開催場所等について2市1町及び対象者との協議の上開催内容について決定すること。

### 6 実績報告及び成果品

- (1) 各事業終了後に実績報告書を作成し提出すること。
- (2) 本業務においてPRのために作成した広報物等は、電子データ(CD-R)を提出すること。

### 7 制作物等の著作権について

- (1) 本業務における制作物の所有権及び著作権は、原則、本市並びに嘉麻市、桂川町に帰属することとする。
- (2) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、手続きは受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 本業務のために撮影した動画及び写真、イラスト等はすべて、本市並びに嘉麻市、桂川町に供与し、その利用、再編集は本市並びに嘉麻市、桂川町において自由に行うことができることとする。

## 8 支払方法

受注者からの正当な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## 9 留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念されているため、今後の状況によっては発注者が必要と認める場合は、業務内容や委託期間の変更、契約の解除等が生じる可能性がある。変更を求められた場合は、契約書に基づき、発注者と協議の上、適切な対応を行うこと。

## 10 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、飯塚市並びに嘉麻市、桂川町と事業内容を協議し、緊密な連携のもとに業務を実施すること。
- (2) 受注者は、本業務において知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない細部の事項、又はこの契約について疑義が生じた場合は、飯塚市と受注者が協議の上、定めるものとする。